

令和2年度 第1回尼崎市社会保障審議会 議事録

日時：令和3年3月30日（火）午前10時～午前11時10分
場所：尼崎市 市政情報センター セミナールーム

1 開会

○事務局

皆様お待たせ致しました。定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度尼崎市社会保障審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、平素より本市の福祉行政にご尽力、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。また、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、お礼を申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを併用しての開催とさせていただきます。音声に不都合などございましたら、「事務局」と表示されている宛先にチャット機能でお知らせいただきと思います。

それでは、本日の委員の出欠状況及び本日の資料について事務局より確認させていただきます。

○事務局

現在の出席委員は、27人中16人でございます。尼崎市社会保障審議会規則第4条第1項の規定により、会議成立の定足数は委員の過半数ですので、本日の会議は成立しております。なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。

また、本日はZoomを併用しての会議のため、Zoomでご出席の委員の皆様につきましては、画面下のお名前の表示にてご確認いただくとともに、直接会場にお越しの委員及び市職員の出席者につきましては、チャット機能でお送りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

続いて、資料の確認に移らせていただきます。

資料は事前に郵送でお送りしておりますが、本日は、そのうち当日資料のみを使用いたします。

報告資料につきましては、ご質問等ございましたら、各分科会事務局まで直接お問い合わせください。

【事前送付資料のうち当日資料の確認】

資料に不足などございましたら至急データでお送りさせていただきますので、事務局宛にチャット機能でお知らせください。

○事務局

それでは、これからの議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長

ご紹介にありましたように、本日の議題は、計画及び提言について、1つは審議、2つは報告という形です。

従来、それぞれの専門分科会で計画を作っていただくということで、報告事項にありますように、障害者計画及び障害福祉計画、これは既に市長に答申しております。同じく、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これも市長に答申済みであります。

それぞれの部会が優先、全体会はその報告を受けるということで、部会優先で従来やっておりました。

もう一方で、1つ目の提言ですけれども、これは部会ではなく、社会保障審議会の中に設置を認めていただいた市民福祉総合政策学識者会議というものであります。

部会に準ずるものでありますけれども、部会ではないということで、これは審事事項で皆様にご意見をお伺いするという、そういう審議事項になっております。

1 審議事項

(1) 尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言（案）

○委員長

それでは早速、「1 審議事項 (1) 尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言（案）」について、事務局からお願いします。

○事務局

【事務局より、資料 1-2 に基づき説明】

○委員長

大変広範にわたる内容ですので、なかなか、一読いただいたり、あるいは、今の短い説明では分かりにくいかと思えます。

ご紹介にあったように、8 回、2 年弱にわたって学識者会議を行いました。私自身も 30 数時間、個別に事務局と話をしたり、あるいは原稿を書いたりということで、かなり詰めていきました。

ちょうど、国が、今のご説明にあったように重層的な支援体制整備事業というものを創設しましたので、尼崎としては、それよりも前にそれに準じたような形のを整備しようという矢先でしたから、丁度国の動きとも合致した。

また、尼崎市におきましても、様々な行政改革を行っている段階で、その過渡期ですので、それをどんな風に活用して、今回の地域共生社会の実現に向けた、とりわけ市民参加であるとか、あるいは総合相談という個別の問題にどのように取り組んでいくか。そして、これは尼崎だけの問題ではないが、個別の事業ごとの、いわゆる縦割りを、どういう形で克服することによって、解決困難な複雑・複合化した地域課題に対応できるのかという、こういう仕組みづくりを、是非市にしたいという思いで、学識者会議として提言を取りまとめたということでありました。

これは捉えどころがない位に大きなテーマかもしれませんが、また、かなり日々小さなところまで渡って、抽象性もありますけど具体的なプランもありますので、色々ご質問があるかと思いますが、何か大きなポイントでご質問ありましたら、お受けしたいと思えます。

○委員

A3 資料の中の国の動向ですが、令和 2 年 6 月の社会福祉法改正の中で「包括的な支援体制の整備」ということがうたわれているということで、②にもありましたが、様々な今の課題を解決するために、そういった包括的な支援体制の整備が求められている、ということだと思う。それを具体化するための 3 つの支援とありますが、「断らない相談」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」、これは社会福祉法の改正の中にもそういったことがうたわれているのかどうか。それを市の方で、この 3 つに絞られたのかということと、重層的支援体制整備事業というのが、その 3 つをやることによってできるのかという辺りを説明いただきたい。

○事務局

「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」、この 3 つを一体的に実施する事業が、国が示した重層的支援体制整備事業と言われるものになっております。

ですので、今後、この提言を受けて、この 3 つの支援が一体的にできるような仕組みというのを市で検討をしていくという流れになってくるかと思えます。

○委員

重層的支援体制整備事業というのは 3 つの支援ということですが、これは任意事業なので、例えば、包括的な支援体制の整備には、他の取組みの内容もあったのか、この重層的支援体制整備事業を市の方でやろうとされた理由といいますか、先程、委員長から、ちょうど市の方がそういった取組みをされようとしているところだったのでこれをやろうとなった、という説明があったのですが、他の取組みは検討されなかったのか、という辺りを教えていただけますか。

○事務局

基本的に、複雑・複合化した課題にどう対応していくのかということについて、市の中でも課題認識を持っておりましたので、そういった取組みを今後どうしていこうかという検討をしている

中で、国の方も、社会福祉法の改正において新しい事業を出してきたところです。

そういった事業は我々も有効に活用しながら、複雑化・複合化した課題に今後対応していきたいということで、今回提言の中でも色々と重層的支援体制についてのご意見をいただいております。そういったものを指針にしながら、事業構築に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

今お尋ねの件ですけれども、実は、これはあくまでも大きなガイドラインといいますか、指針であり、これを受けて市の方で作られる地域福祉計画、あるいは社協で作る事業計画、推進計画、それとそれらがより具体性を持ってデッサンしていく、デザインしていく、という形になります。まだこれは大枠という形で定義しただけであり、これから具体的な計画は、次年度から始まるという風にご理解いただければと思います。

○委員

支援体制、提言とか概要出ておりますけれども、これは、根本的には、何か各部門で関わっていくには、人材育成というものが大事なかなと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○事務局

Ⅱ-3でもご説明しました通り、ご指摘の人材育成というのは非常に重要だと考えております。今までどこかの分野だけでの専門家というのは、当然尼崎市でも育成をどんどん進めてきたわけですが、なかなか今、現状の8050問題をはじめとした複合化した課題というのは、どこかの分野だけの専門性だけではなかなか対応しづらいというのがあります。もっと幅広い支援について、知識なり経験なりを持った人材というのは必要といったご意見は、この提言の中でもいただいております。そういったものを、今後取組みの中では進めていくということも、1つのテーマとしてやっていきたいと考えております。

○委員長

その際に、特に「地域を基盤としたソーシャルワーク」というものを、行政文化の中に、あるいはこういうネットワークの中に、広げていくことは大事だということを、この提言の冒頭、第1部で強調しております。

これは、私達は当初想定していなかったが、児童相談所を市で作りますので、ますますそういう風な、「地域を基盤としたソーシャルワーク」というものの重要性、あるいは、そういうスキルを持った人材が行政内外にたくさん生まれてくるのが期待される、また、そういう土壌を作っていく必要がある、という風に提言でまとめております。

○委員

基本的には「地域共生社会」の力を向上させるのにどうしたら良いかということだと思う。色々な問題を解決しないといけないのが現状と思うが、それについて、個々で具体的な支援体制にしていけないといけない。

それは、お年寄りか子どもか、また、若者か、どういう具体的な例を、誰がどうするかということについて、きちんと専門性を持った人を基本的な中心人物にし、そして地域で協力できる体制を作っていく、ということだと思う。

いつも私が質問しているが、地域の今の協力体制というのは、社協の町会の上に社協を載せているのが尼崎の現状ですから、そういうメリットデメリットはあるが、その組織自体の考え方というの、こういう考え方でないといけないというようなことをはっきり打ち出して、そして、みんなが地域の共生社会を目指す体制を作っていく。体制は、それぞれの専門の人たちが色々な現状の問題を出し合って、一番先にどれを誰が取り組むかということをしないと、誰かがするだろうということになってしまう。この問題はこの部署の誰、というように、町会だけでなくそれぞれの活動団体の一番知識を持っている人に提言する。そうすると、その解決方法はこうですと、それが分かったら、各地域の人たちが、それだったら私たちはこれができる、というような考え方、組織をきっちりしないと、ただこれをしてください、あれをしてください、と言ったら、誰がするのかなというような、やはり、組織の中の中心的な人をピックアップして相談する会議体というのが必要じゃないかと思っています。

○委員長

仰る通りで、まさしく、そういう統括していく部局、あるいはそれぞれ責任を持っていただくんですけど、それだけでは済まないような問題がたくさんありますので、いかにコーディネーションを図っていくか、というのが、今回のこの趣旨でありますので、今仰った趣旨を生かして、更なる次の計画にも取り入れていきたいと思えます。

○委員

この度、重要な提言をまとめてくださった学識者会議の皆様と事務局の皆様に敬意を表したいと思います。

その上で質問とお願いがあります。

これは質問ですが、私なりにこれを拝見して分析してみると、ポイントとして4つあると思う。

1つは、システムというか、システムづくりとそのマネジメント、運営の仕方。それから、2つ目は、そのシステムをどうやって支援していくかという方法論。3つ目は、システムをマネジメントしたり、あるいは支援していく方法を習う人材養成。最後、これは私は評価しているのですが、文化という書き方されていましたが、組織文化や雰囲気、価値。そのシステムや方法論、人材の中で、どういう価値を持ってこれをやっていくかというところがとても大事になるということ、この4つを示してくださったのではと思うので、それはそれで、言い換えるとそれぞれ大きな課題がそこに繋がっていくのではないかと思うんですけど、私が質問したいのは、これは入り口ということだから、これからこれを肉付けしていくことになると思うが、最初のシステムづくりというところで、これは社会福祉法の改正の流れで出てきているという理解はしているが、他のシステムとの関連をどうするかという中で、例えば、高齢者領域だと地域包括ケアシステムみたいなことが言われていると思えますし、実際に、この地域共生社会ということを考えていくにあたって、保健・医療とか、あるいは地方とか、そういう所との連携というのも考えないといけない中で、これがこの中に出てこない。このコーディネーションの中に、そういったものが出てこないということで、そこをどういう風に考えていらっしゃるのかなということと、先程のご質問にも関連するんですけど、実際はそれぞれニーズにならって、この方はお医者さんがベースにコーディネートしていく、この人は保健師さんがベースになってコーディネートしていく、というのが望ましいシステムの中で、全部ソーシャルワークという枠にはめてしまっても良いのかという、逆に反発されたりする心配がないのかなという、それが質問になります。

もう一つはお願いなんですけど、先程の文化というところ、価値ということを申し上げましたが、ここをこれからこのシステムづくりにおいて大事にしていていただきたいというのがまずあります。1つは、私は手話を担当しているんですけど、手話を分かっている人とか「事」が大事になってくると思うし、当然外国籍の方もいらっしゃるだろうし、要するに、多文化ということを知ったものでないといけないだろうと。そういう価値を土台に添えていただきたいということですよ。あるいは素地、LGBT、性的指向とかそういうのを意識したものがないといけないし、そこからさらに発展させていくと、人権擁護。これは何のためにやっているかということ、何か組織の論理で動いているように聞こえるんですけど、それはそうだと思うが、やはり人権を守っていくということで、何よりも、尼崎に暮らしている方々の生きる権利が保証されていくんだということがゴールだ、そのためにこの改革をしていくんだ、という価値観を植え付けていただきたいということがあります。

最後に、お仕着せのシステムになってはいけないのではないかということが、ケアマネジメントがかつて流行った時に、障害者は反発した。何故かということ、ケアマネジャーが勝手にマネジメントして自分たちは置き去りにされてしまうと。何のためのマネジメントなのか、何のためのプランなのかということで、やはりパーソンセンター、つまり支援を受ける人が中心になって、これは作っていかないといけないという。それがこういう風に、確かに組織の論理が先行してしまうと、こっちはシステムありきでなってしまうかねないかなというところがあるので、入り口としてはこれはこれで良いと思うが、これから肉付けしていくにあたっては、先程のようなことは価値としてしっかり根付かせていただけたらありがたいかなと思います。私の方からは以上です。

○委員長

もともと、2番目の重層的支援体制を中心にやっていたのですが、これでは十分ではないということで、市行政に対しての提言という形で、そして、とりわけソーシャルワークの文化、医療とか看護というのは割と市民の理解を得ていると思うのですが、ソーシャルワークはまだまだその技

術、価値、知識等々ご理解いただけてなくて、それをまずは浸透させることが、とりわけ本市においては、今まちづくりも一緒にやっという流れの中ですので、これを強調してもおかしくないだろう、しすぎることはないだろう、というので、あえてそこまで踏み込みました。

しかしながら、今指摘されたように、医療との関連性や、あるいは価値観、当然、SDGsなんかも、本市でもずっと総合計画でも入れていますので、それはもう当然として前提としておりますが、改めてこれからの肉付けの際に、ご指摘のようなポイントは含めていきたい、あるいはそうした計画を作っていたきたいという風に思います。ありがとうございました。

まだあるかと思うんですが、次の計画にもいきたいと思っておりますので、一応こういうことで皆さんのご了承を得たいと思っておりますが、よろしいですか。

挙手いただいたらありがたいと思っております。

【委員全員が挙手】

ありがとうございます。

2 報告事項

(1) 尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）

○松原委員長

それでは、報告事項に入りたいと思っております。

2つありますが、1つ目は障害者計画（第4期）、それから障害福祉計画（第6期）であります。事務局から説明もらいます。

○事務局

【事務局より、資料2-1に基づき説明】

○委員長

この計画といい、次の介護保険の計画といい、市長のご意向もあり、従来の計画とは違って大変カラフルで、かつ要約版的な、そして市民に読みやすい、分かりやすいということを趣旨に、簡略化といいますか、ポイントだけ述べていると。しかしながら、具体的なものについては、この計画に関しては施策推進編という分厚いデータも含めたものがあるということで、ちょっと従来の計画とは変わっておりますけども、だいたい趣旨は分かっていたかと思っております。

ご質問ございますでしょうか。もう計画も出されましたので、これからの運用についてとか、何かご提言、ご提案がありましたらお受けしたいと思います。

○委員

この計画を策定するにあたりましては、ただいま説明がございましたように、計画策定部会という形で3部会に分かれまして、それぞれの委員の方、それから当事者、それとその親御さんも含めて、実際にそれぞれ抱えている課題や悩みとか、そういうものをより幅広く、考え方を取り入れるような形で策定したという形になっております。

特に、部会の中で出てきた意見としましては、この計画にもございますが、やはり親御さんにとって、日中活動とは別に生活するグループホーム等に対する要望というものがかなり強かったような印象を受けております。そういうことも含めまして、このグループホームに対する計画、5ページにもございます通り、市内のグループホームの定員数を、453人から、2026年には700人に増やすと、1年間に50名ずつの形でいきますと、5人定員としますと多分10施設位ずつ、そういう形で増やしていくという、かなり大きな計画も立てて、当事者のニーズを取り入れるような形で策定した計画でございます。

○委員

障害者計画ということで、2ページの「共に支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり」ということですが、私たちの活動では、やはり災害時の見守りということで頭を悩ませている部分がありまして、実際に地域での障害者の方というのは、手挙げしてくださった方の情報は分かりますが、その他の方というのはなかなか情報が入りません。こういう風に「共に支えあう」とう

たっておりますけれども、その辺りの情報というのは、やはり地域で活動する者にとってはきちりとお知らせしていただきたいという思いがあります。また、情報をいただいてお尋ねしても、この情報はどこから出たのかという風におっしゃられる障害者の方もいらっしゃいますので、その辺りはそれぞれの分野で、情報がその地域の活動している団体にも流れるということをお知らせいただければと思います。お互いに良好関係を保ちながら地域で助け合っていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

防災ということで、あるいは「避難」という具体的な側面での情報の共有ということ、あるいはコーディネーションというのは、まさしく先程の提言でもありましたけども、喫緊の課題かと思えますので、また煮詰めていただきたいと思います。

○委員

立派な計画を作っていただきましたことに感謝したいと思います。

車椅子を利用されている方から時々要望があるんですが、バリアフリーは、公共施設なんかは進んでいるということで評価の声が届きます。かたや、道、特に歩道なんかで整備されていない所が多いという声が届きます。全ての歩道を整備するというのも物理的には無理だと思うんですが、例えば、よく使うような、駅や郵便局、病院とか、そこに行くような道での歩道、特に、ガタガタな所というのは、何か計画的に通りにやすくするようにしていただければ、ということをお伝えさせていただきますと思う。

○委員長

一層のバリアフリー化、あるいはユニバーサルデザインの普及ということが、この計画でもうたわれていますけども、それをより強調してほしいというご意見かと思えます。

(2) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

○委員長

それでは、続きまして、第8期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

【事務局より、資料3-1に基づき説明】

○委員

今ご報告をしていただいた折でございますが、総じて、これまでこういった高齢者に関する計画については、どちらかというとサービスの基盤整備、あるいは資源配置をどう計画するか、という方に重点が置かれた、つまり介護保険事業計画の方がやや優位にあったような気がいたします。

ただ、今回は、介護保険事業計画を、もちろん基盤整備をしっかりと保険料を設定する、これは大事な行政の仕事ですが、これまでよりも一層、高齢者保健福祉計画に比重が高まってきているのではという形で、計画の策定をしていったように振り返ります。

このことは、地域共生社会の実現とも繋がってきます。そういう意味では、4つの柱の中で、人と人とのつながりや支えあい、高齢者の社会参加の促進、それから、認知症に関する共生社会、共生と予防という基盤づくりについても、どれだけ市民・住民の方で高齢者が参加することによって、地域で支え合っていくかということも含めて、今回は本当に包括的な計画になったのではないかなと思います。

8期でございますから、9期を見通しての計画づくりでもあったと思っております。肝心な人材確保・養成、これが別個大事なこととして、テーマとして、課題として残ったかなとは思いますが、この辺りもしっかりと8期で充実させていく、そういう努力をしていかないといけないと考えております。以上です。

○委員長

人材の確保というのは、高齢者の部門だけでなく大変重要な課題ですけども、コロナ禍で、産

業構造なり就労構造がどんな風にシフトしていくのか、それも含めながら、射程に入れながら、人材確保あるいは育成に取り組んでいただきたいと思います。

皆さんから、これはもう部会で決定していただきましたのですが、これからの展開ということでご提案あるいは質問ありましたらお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員

高齢者に関しまして、今問題になっております、孤独問題、孤立問題なんです。高齢者だけには限ってはおられない、障害者の方にももちろん入ってきますし、また、若い世代のところでも孤立、孤独問題入ってくるが、特に今回高齢者ということで焦点を当てまして、コロナ禍の中でもこの孤独、孤立というところがクローズアップされてまいりました。先ほど民生委員の代表の方のお話も頂戴しましたが、人材不足というのは、しかねないところですが、この情報弱者のところへどれだけ手が入れられるかというのは行政としてはどのようにお考えになっているのか。それはまた、災害弱者といいますか、そういうところもかかってくるかなと思うんですけども、ちょっと教えていただけませんか。

○事務局

委員がおっしゃられました通り、コロナ禍においては、外出機会の減少による高齢者のフレイルや認知症の進行、就労機会の減少による生活困窮、ステイホーム期間中の虐待のリスクの増加など、孤立や孤独に繋がる問題というのが顕在化してきております。

そういった、制度の狭間に陥り十分な支援が受けられない、必要な情報を得ることができない、あるいは地域での居場所を失った、といった課題に直面した方々に寄り添えるよう、本市では新型コロナウイルス総合サポートセンターや南北保健福祉センターなどの相談窓口において、きめ細やかな相談支援を行っているということでありますとか、そういった相談内容を踏まえて、支援策の立案や実施に向けた検討などをしておるといふところではあります。

今後、地域の皆様とも様々なネットワークや、要保護や要支援児童等の見守り強化など、地域の皆様と連携して、支援の充実、多様な繋がりの中で地域づくりをしていきたいという風に、本市では取組みを進めていきたいと考えているところです。

○委員

計画的には素晴らしいと思っておりますし、行政の方が手を尽くしてくださっていると思うんですけど、なかなか孤立、孤独というのを発信することができない。だから孤立、孤独だと思うんですね。

その発信できないところにどう手が入れていけるかというところが問題かなという風に思っております。大変ご苦労をおかけします。なかなか地域でも差異があり、人口減少のところというのもあり、地域の役を引き受けてくださる方もなかなか難しいところで、そういうところをしっかりと行政の方でサポートしていただかなきゃいけないなという風に思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

委員のご指摘の通り、これが最初の提言にも戻るわけですが、重層的な支援体制ということで、そういうシステムづくりを進めていっていただきたいなと思います。

○委員

一般的なことでもよろしいでしょうか。

まず審議事項の1点目、この体制づくりにつきましては、先ほども手を挙げさせてもらいましたように賛成でございます。そういった中で、若干、今後肉付けされる中でご留意いただきたいことが2点あります。

1点は、A3資料の右下にありますII-3の包括的な相談支援体制を支える人材の育成のところ、当然多機関協働というところには地域住民の方々との協働という視点も入っているかと思うのですが、そういった包括的な支援体制を作っていくには、地域住民との協働というのが必要になると思いますので、そういった視点を持っていただければということと、あとは、これは今後の課題になっていくかと思うのですが、小さいエリアで相談窓口、市民の方からのアクセスもしやすい、さらにはアウトリーチもしやすいということで、例えば小学校区エリアで相談窓口を設けていく

ような方向性についてもご検討いただきたいなということでございます。

最後にもう1点です。今回、コロナのような有事になった時に、福祉サービスの事業所に対して、スムーズで、そして漏れのない情報提供をしていく体制であったりとか、福祉の事業所からの課題集約するような体制、それを行政としても今後さらに強めていっていただければというような希望でございます。以上です。

○委員長

小学校区ごとに、というのが、一番きめの細かいことができるかと思うんですけど、それは実際は協働推進課という、まちづくりを主にやっているところがやっています、それがいかに福祉的な動きができるか、また、福祉サイドとの協働ができるかという、これがこういう体制でスタートしていますけど、ここ2、3年のまだ途上の課題であるということで、また、そこら辺をどんな風に煮詰めていくのか、地域協働と福祉サイドとの、まさしく協働、それをどうしていくかというのが、尼崎特有の強みでもあり、また途上の挑戦課題でもあるという風にご理解ください。

○委員

今、「生き生き！！あま咲きプラン」の4ページの計画の中で、どれもとても素晴らしくて期待はしておりますけれども、やはり先程からも出ておりましたように、地域で支える人材としてはとても高齢化しておりますので、その後の人材育成というのも大変だと思うんですが、これから高齢化率もどんどん上がっていきますし、そういう意味では1番の介護予防・フレイル対策の推進ということがとても大きな問題になってこようかと私自身も思います。このフレイルという言葉が、まだまだ地域には浸透しておりません。私達もフレイルの講習を受けたりしておりますけれども、それを1単協あたりまで下ろしていくことがまだできておりませんので、少し事務局にお聞きしたいのは、こういう対策という部分で今後どのように考えていらっしゃるのか、地域におろしていく状態というんですか、そういうところを少し質問させていただければなと思っております。

○事務局

フレイル対策に関しては、これからもっと浸透させていこうと思っています。

まず手段として、本市でのフレイル予防のため、「フレイル予防のための8つの扉チェックリスト」を作成しました。口腔だとか、要は、体力的にだけじゃなく、例えば、排泄の問題であったりとか、遅寝早起きという課題、そういったものを取りまとめたハンドブックを、医療介護の専門職、地域ケア代表者会の中でしっかりと詰めて作成をして、これをしっかり展開していこうと思っていますし、かつ、フレイル対策の動画なんかも、医療介護連携協議会で作成し、病院の待合室であったり、あるいは今後、民生児童委員の方、あるいは連協、単協の研修の方にもしっかりと詰めていこうと思っています。

いずれにしても、ツール、準備は整えましたので、ちょっと第4波が気になるころではあるんですが、しっかりと対策を打っていこうと思っています。以上です。

○委員長

大変限られた時間、また、こういうかなり難しい中で、活発なご議論、あるいはご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。定刻を過ぎましたので、これをもって報告事項を終わりたいと思います。

なお、今回をもって退任される委員に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○委員

ありがとうございます。この3月で社保審の委員を退任させていただきます。もう年をとって、これ以上頭を使って仕事するのはなかなか難しいことになってまいりましたし、もう時代にそぐわないことも随分できて、言ったりやったりするようになってまいりましたので、新しく、若い方々で、新しい考え方をもって、今後の尼崎市行政並びに民間の活動が発展するようにご尽力いただければなと考えております。

一言最後に申し上げますれば、先ほどご提言がありました内容というのは、実はこれは社保審の委員が行政に対して自由に意見を申し上げる意見具申という性格のものでございます。即ちそれは、我々の側としてこういうことを是非とも行政にお願いしたいという意味と、行政にきち

っとやっていた中で、我々はそれを見守っているし、場合によってはご意見をまた申し上げることもありますよという趣旨のものであります。

今後、これが具体化するかどうかは、それぞれの専門分科会等々でのお仕事ぶりにも関わってくると思いますけれども、今回の提言は、やはり行政が中心になって、こうした課題に取り組んでいくということを、是非とも強力に進めていただきたいという、行政に対するお願いでもありますので、行政の関係部局の皆様方にはそのこともお願いして、大変長い間お世話になりましたことも併せてお礼申し上げて最後にさせていただきます。

どうも機会をいただき、ありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。副委員長としても大変活躍していただきまして、この提言の当初から、会議の立ち上げから全力で関わっていただきました。また長年の貢献に対して、ありがとうございました。

それでは、行政サイドの方も異動がありましたので、局長一言お願いいたします。

○事務局

先ほどから聞いておりますと、やはりアドボカシー機能、行政がしっかり声なき声を代弁してあげる、あるいは拾って、そして支援に繋いでいく、ということを大事だなと思っております。

その意味でも、まだ現在は組織の縦割り、そして対象者別の支援になっておりますので、重層的支援体制をしっかりと肉づけをしていって、より確かなものにしていく必要があるかと思えます。子どもの分野で、私もしっかりと関わってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局

今日、この審議会の中でご審議をいただいた提言案、それから2つ報告させていただきました障害者計画・障害福祉計画、それから、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、これらについて、4月以降責任を持ってしっかりと推進をしてまいりたいと思えます。

また、先程委員の方からも提言についてしっかりこれからも見ていくよというようなお声をいただいておりますので、次年度、この提言を柱として地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。その中で、今日皆様からいただいたご意見、また、これまでご議論を尽くしていただき、提言をいただいた各委員さんのお声をしっかりと受け止めて進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○委員長

それでは閉会いたします。

以上